

松本市松原第6町会 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、松本市松原第6町会と称する。

(区域)

第2条 この会は、松本市大字松原のうち、別表に定める区域とする。

(主たる事務所の所在地)

第3条 この会は、主たる事務所を会長宅におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この会は、その区域の住民相互の連絡、会員福祉の向上、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 この会は第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事項に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。
- (4) 会員の福利厚生に関すること。
- (5) 集会施設の管理運営に関すること。
- (6) 町有財産の維持管理に関すること。
- (7) その他の目的を達成するために必要なこと。

第3章 会 員

(会員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

- 2 第2条に定める区域に住所を有する団体は、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。但し、総会における議決権は有しない。

(会費等)

第7条 会員は、総会において別に定める会費等を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費等を納入しなければならない。

- 3 前2項の会費金額は、この会の多くの事業を、この会が所属する松本市松原地区町会連合会（以下「連合会」という。）の事業として実施していることに鑑みて、事前に連合会と調整して定めるものとする。

(入会)

第8条 第2条に定める区域に住所を有する個人または団体で、この会に入会しようとする者は入会届を書き、会長に届け出るものとする。

2 この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人又は団体の加入を拒んではならない。

3 この会の区域に入居した個人又は団体に対して、これらの者にこの会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、退会届を書き、会長に届け出るものとする。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) この会の区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 死亡又は解散したとき。

(3) 会費等を1年以上滞納し、かつ催促に応じないとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会した会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員

(役員)

第11条 この会に、次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 会計 1名

(4) 監事 2名

(5) 班長 4名

(6) 専門部長 5名

(7) 副班長 4名

2 会長、副会長、会計を三役と称する。

3 専門部は規約施行規定に別途定めるものとする。

4 副班長の役員指定は、班を再編成する令和8年度から2年間とする。

(役員を選任)

第12条 この会の役員は、会員の中から総会において選任する。

2 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 この会の役員は次の職務を行うものとする。

(1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときはその職務を代行する。

(3) 会計は、会長、副会長を補佐し、会務の会計処理にあたる。

(4) 監事は、この会の業務及び会計並びに資産の状況を監査する。

(5) 班長は、班内を統括し、班内代表者として他の役員と協力し、町会事業の円滑な遂行にあたる。

(6) 専門部長は他の役員と協力し、町会事業の円滑な遂行にあたる。

(役員任期)

第14条 この会の役員任期は、班長を除き2年とする。班長の再任は妨げない。但し、役員に欠員が生じたときは第12条により補充する。

2 補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 会 議

(会議開催)

第15条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は役員をもって構成する。

(機能)

第17条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 規約の改廃に関すること。

(4) 役員を選任及び解任に関すること。

(5) その他この会の運営に係る重要事項に関すること。

2 役員会は次の事項を議決する。

(1) 総会で議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項に関すること。

(3) 第40条第1項に基づく規程の制定及び改廃に関すること。

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(通常総会)

第18条 通常総会は、毎年1回開催する。

(臨時総会)

第19条 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員現在数の2分の1以上か

ら会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第21条 総会及び役員会は会長が招集する。

2 会長は、第19条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は、第20条の規定による請求があったときは、その日から15日以内に役員会を招集しなければならない。

4 総会及び役員会を招集する場合は、第16条に定める会議を構成する会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときはこの限りではない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2 役員会の議長は、会長があたる。

(定足数)

第23条 会議は、総会において総会員の2分の1以上、役員会においては役員現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、役員過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 いずれの会議においても監事は議決権を有しない。

(会員の表決権)

第25条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の各号に掲げる事項についての表決権は、前項の規定にかかわらず、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 第40条第1項に基づく規程の制定、及び改廃

(書面表決)

第26条 やむをえない理由のため、会議に出席できない会員又は役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員もしくは役員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第23条及び第24条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

- (2) 会員又は役員の現在数
 - (3) 会議に出席した会員の数又は役員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (4) 審議事項及び議事事項
 - (5) 議事の経過概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した会員又は役員の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名、捺印しなければならない。

第6章 資産及び会計

（資産の構成）

第28条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別表に掲げる財産目録記載の資産
- (2) 会費（賛助会費を含む）
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第29条 資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

但し、第28条第1号の資産のうち別表保有資産目録に記載された不動産の管理については、松原地区内の松本市松原第1町会、松本市松原第2町会、松本市松原第3町会、松本市松原第4町会、松本市松原第5町会、松本市松原第6町会及び松本市松原第7町会（以下「7町会」という。）の総意により定める松本市松原町内公民館管理運営委員会設置規則に基づき管理する。

（資産の処分）

第30条 この会の資産で第29条の保有資産目録に記載された不動産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において総会員の3分の2以上の議決を要する。

但し、事前に7町会において協議し、同じ処分又は担保の内容を全町会が共同して同時に行う場合に限る。

（経費の支弁）

第31条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第32条 この会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に総会の議決により定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第33条 この会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後2か月以内に会長がその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第34条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第35条 この規約は、総会において総会員の3分の2以上の議決を得、かつ松本市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第36条 この会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会において総会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第37条 この会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の3分の2以上の議決を得て、この会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第8章 雑 則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第38条 この会はその事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかななければならない。

- (1) 規約及び規程
- (2) 認可及び登記に関する書類
- (3) 役員に関する書類
- (4) 会員に関する書類
- (5) 会議議事録
- (6) 会員名簿
- (7) 資産台帳
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (10) 事業計画及び収支予算書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

(文書保存年限)

第39条 松本市松原第6町会規約第38条に定める帳簿等文書の保存年限は別に定める。

(各種規程)

第40条 この規約を実施するために必要な規程は、役員会の議決を経て、会長が定める。

- 2 会長は、前項の規定により規程を定めたときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。
この規約は、平成30年4月1日から施行する。
この規約は、令和4年4月1日から施行する。
この規約は、令和5年7月17日から施行する。
この規約は、令和8年4月12日から施行する。

(旧規約)

- 2 この規約施行以前の松本市松原第6町会規約は廃止する。
- 3 この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。